

一宮町要保護及び準要保護児童生徒就学援助に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年11月15日

一宮町教育委員会教育長

竹之内 達生



一宮町教育委員会告示第5号

一宮町要保護及び準要保護児童生徒就学援助に関する要綱の一部を改正する告示

一宮町要保護及び準要保護児童生徒就学援助に関する要綱（平成20年一宮町教委告示第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「60,000円」を「63,000円」に改める。

附 則

この告示は、令和5年12月1日から施行する。ただし、別表改正規定中、新入学児童生徒学用品費に係る部分は、令和6年4月1日から施行する。